

令和6年度社会福祉法人指導監査実施方針

第1 指導監査実施基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する令和6年度の指導監査に当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づくほか、次の事項を基本として、効果的、かつ効率的に行うものとする。

- 1 指導監査は、本方針第2に定める「重点事項」及び第3による「主眼事項及び着眼点」に基づき実施する。
- 2 法改正後、法人の指導監査を一巡したところだが、引き続き、適正な法人運営と事業の執行及び財産の管理を行うことができるよう、制度改正項目の定着を図ることを主眼として実施する。
- 3 指導監査に当たっては、それぞれの法人の創意と自主性を尊重し、形式的、画一的指導に陥らないよう配慮する。
- 4 新設された法人及び施設を創設した法人の指導監査に当たっては、施設整備に係る会計経理の状況及び評議員会・理事会における審議状況について重点的に実施する。
- 5 指導監査に当たっては、北海道が実施する施設の指導監査と合同で行うように努め、緊密な連携のもとに効果的に実施する。
- 6 指導監査及び指導監査結果の処理に当たっては、関係各課等と十分な連携のもとに実施する。
- 7 不祥事の発生や、実地指導の結果、重要な指導改善事項のある法人については、関係各課等と連携を密にし、指導監査は一般監査に止まらず、特別監査を実施するなど、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。
- 8 不祥事の原因となった事項や重要な指導改善事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、その事情を十分検証した上で、必要な場合は改善を命じることとする。
- 9 関係法令等の改正により、新たに規定されることとなった事項等については、その実施状況・対応状況等についての確認を行うものとする。
- 10 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市内の感染状況や、国道からの文書等を踏まえ、その都度必要な対応をとることとする。

第2 重点事項

令和6年度の指導監査における重点事項は次の事項とする。

- 1 ガバナンスに関する事項について、制度改正により新たに導入された仕組みを法人が理解した上で適正に行われていること。
- 2 法人が備えるべき公益性及び非営利性のもと、事業が実施されていること。
- 3 財務会計に関する事項について、令和5年度の計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認を含む法令に定める手続きを経て作成されていること。

第3 主眼事項及び着眼点

項目	主眼事項・着眼点
I ガバナンスに関する事項 1 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任	【指導監査ガイドラインI-3】 1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。 ア 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 ア 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 イ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 ウ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。

項目	主眼事項・着眼点
(2) 評議員会の招集・運営	エ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。 オ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 カ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 キ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。 ア 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 1 評議員会の招集が適正に行われているか。 ア 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 イ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 ウ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。 2 決議が適正に行われているか。 ア 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 イ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ウ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 エ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 オ 評議員が欠席した場合に、書面による議決権の行使が行われていないか。 カ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。 ア 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 イ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 ウ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。 ア 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。 イ 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。 ウ 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。
2 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 (1) 報酬	【指導監査ガイドラインⅠ-8】 1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。 ア 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 ア 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 ア 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。

項目	主眼事項・着眼点
	イ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。
(2) 報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。 ア 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 イ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。
(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 ア 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 イ 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。
(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 ア 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。
3 事業運営の透明性の向上	【指導監査ガイドラインⅠ-1-3、Ⅲ-4-(3)】
(1) 定款	1 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。 ア 定款を事務所に備え置いているか。 イ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 ウ 公表している定款は直近のものであるか。
(2) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。 ア 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。
3 事業	【指導監査ガイドラインⅡ-1-1～2】
(1) 事業一般	1 定款に従って事業を実施しているか。 ア 定款に定めている事業が実施されているか。 イ 定款に定めていない事業が実施されていないか。 2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。 ア 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。
Ⅱ 財務会計に関する事項	【指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)～(5)】
1 会計管理	
(1) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。 ア 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。 イ 経理規程が遵守されているか。 2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。 ア 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営

項目	主眼事項・着眼点
(2) 会計処理	体制が整備されているか。 イ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。 1 事業区分等は適正に区分されているか。 ア 事業区分は適正に区分されているか。 イ 拠点区分は適正に区分されているか。 ウ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。 2 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 ア 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 ア 作成すべき計算書類が作成されているか。 イ 資金収支計算書 ① 計算書類に整合性がとれているか。 ② 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。 ③ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。 ④ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。 ウ 事業活動計算書 ① 計算書類に整合性がとれているか。 ② 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。 ③ 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。 ④ 寄附金について適正に計上されているか。 エ 貸借対照表 ① 計算書類に整合性がとれているか。 ② 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。 ③ 資産は実在しているか。 ④ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。 ⑤ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。 ⑥ 資産について時価評価を適正に行っているか。 ⑦ 有価証券の価額について適正に評価しているか。 ⑧ 棚卸資産について適正に評価しているか。 ⑨ 負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。 ⑩ 引当金は適正かつ網羅的に計上されているか（徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金を除く）。 ⑪ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。 ⑫ 賞与引当金を適正に計上しているか。 ⑬ 退職給付引当金を適正に計上しているか。 ⑭ 純資産は適正に計上されているか。 ⑮ 基本金について適正に計上されているか。 ⑯ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。 ⑰ その他の積立金について適正に計上されているか。
(3) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。 ア 拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。 イ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。

項目	主眼事項・着眼点
(4) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 ア 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 イ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 ア 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 イ 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。 ア 財産目録の様式が通知に則しているか。 イ 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。